

議案第96号 小松島市営住宅条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第7次地方分権一括法）による公営住宅法改正に係る公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴い条ずれが生じているため、所要の改正を行うもの。

小松島市営住宅条例(平成9年小松島市条例第14号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（入居の承継）</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（収入の申告等）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（公営住宅建替事業に係る家賃の特例）</p>	<p>（入居の承継）</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（収入の申告等）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（公営住宅建替事業に係る家賃の特例）</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
<p>第39条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整</p>	<p>第39条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整</p>	

備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

改正

改正